島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

１　目的

この要領は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０の２の規定による総合評価落札方式（特別簡易型）により建設工事に関する入札を実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

２　適用範囲

この要領は、次に定める建設工事に係る入札を実施しようとする場合に適用する。

（１）総合評価落札方式（特別簡易型）（企業の技術力（配置予定技術者の能力及び企業の施工能力）及び入札価格を一体として評価し落札者を決定する入札の方法をいう。以下同じ。）により入札することが妥当であるものとして、島原市建設工事指名選定委員会（以下「指名選定委員会」という。）において指定する建設工事

（２）（１）に掲げるもののほか、市長が、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札することが適当であると認める建設工事

３　学識経験を有する者の意見の聴取

市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）を行おうとするときは、施行令第１６７条の１０の２第４項及び第５項の規定により、落札者決定基準その他必要な事項に関し、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の４の規定により、２人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

４　入札公告及び入札執行通知書

市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）による入札を実施しようとするときは、次のいずれかによる。

（１）一般競争入札の場合

島原市制限付き一般競争入札実施要綱（平成１３年島原市告示第５２号）の規定により、次に掲げる事項を公告する。

ア　総合評価落札方式（特別簡易型）によること。

イ　入札価格以外の評価点の評価項目、内容、配点及び評価基準に関すること。

ウ　総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ　市長が提出を求める全ての技術資料を提出することとし、一部でも欠いた者の行った入札は無効となること。

オ　その他総合評価に関する事項

（２）指名競争入札の場合

島原市建設工事執行規則（平成２０年島原市規則第１４号）第６条第１項に規定する入札執行通知書に（１）アからオまでに掲げる事項を記載し、指名競争入札参加者に通知する。

５　技術資料の提出

（１）入札に参加しようとする者は、一般競争入札の場合は、入札公告に記載された提出期限までに、指名競争入札の場合は、入札執行通知書に記載された提出期限までに、別紙１「技術資料作成要領」により技術資料を提出しなければならない。

（２）技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正及び差替え並びに再提出は特別の事情がある場合を除き認めないものとする。

６　技術資料の審査

技術資料の審査は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取した上で、指名選定委員会において行う。

７　入札時の資料提出

入札者は、企業の技術力及び入札価格をもって入札するものとするが、技術資料提出の際に、「本技術資料をもって入札に参加する」旨の誓約をさせることにより、入札時には、企業の技術力に係る資料の提出は要しないものとする。

８　入札実施における特例

入札執行者は、この要領の規定により入札を行うときは、他に定める要領等の規定にかかわらず、開札後に入札会場において予定価格、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わった場合には、公表しないものとする。

９　入札の無効

技術資料の提出を一部でも欠いた者、同資料に記載がない者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は、無効とする。

10　総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準

市長は、別紙２「総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」を参考に、学識経験

者の意見を聴取した上で総合評価及び落札決定の方法並びに総合評価の基準（以下「総合評価の方法等」という。）を定めるものとする。

11　開札

市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）により落札者を決定するため、開札後、落札者の決定を保留とする。

12　落札者の決定

（１）市長は、１０の規定よる総合評価の方法等を基に、指名選定委員会において審査を行い、落札者の仮決定を行うものとする。

（２）市長は、落札者を仮決定した場合は、その旨を落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）に通知するものとする。

（３）落札仮決定者は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に配置予定技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項に該当する場合は専任とする。以下同じ。）を配置することが可能か不可能かの通知を行わなければならない。この場合において、落札仮決定者が期限内に当該通知を行わなかった場合は、配置予定技術者を配置することができないものとみなす。

（４）市長は、落札仮決定者から配置予定技術者に係る通知があり、その内容を適当と認めたときは、落札者の決定を行うものとする。

（５）市長は、落札の決定をした場合は、その旨を落札の決定を受けた者に通知するものとする。

（６）市長は、落札仮決定者から配置予定技術者を配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合において、配置予定技術者に係る通知については（２）の規定を準用する。

（７）（６）の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

（８）配置予定技術者を配置できないにもかかわらず（２）により配置予定技術者を配置できる旨を通知したことが判明した場合は、島原市入札参加資格者指名停止の措置基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

13　落札結果の公表

（１）市長は、落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。

（２）（１）の規定により落札者決定の通知をしたときは、入札参加者、入札金額、予定価格、履行確実性評価価格、履行確実性確保価格、評価点及び評価値の公表を行うものとし、公表の方法は、書面の閲覧その他適切な方法によることとする。

14　秘密の保持

この要領の規定により入札参加者から提出された技術資料は、総合評価の方法等に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

15　その他

（１）この要領の規定により行う建設工事の契約時における工事請負契約書の様式は、島原市契約規則の規定による書式及び様式を定める規程（平成２１年島原市訓令第３号）第２条に規定する建設工事請負契約書によるものとする。

（２）この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

16　施行期日

この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

この要領は、平成３０年８月２０日から施行する。

別紙１

技術資料作成要領

１　技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式第１号	（１）作成要領 様式には押印すること。 （２）特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。

２　配置予定技術者の能力

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
配置予定技術者の施工実績	様式第２号	（１）作成要領 ア　別表「評価基準」に該当するものがあれば、記載すること。 イ　施工実績を証明する資料（コリンズの写し、発注機関の証明書等）を添付すること。 （２）特記事項 添付資料により、施工実績が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の資格	様式第２号	（１）作成要領 資格を証明する資料として、資格者証の写しを添付すること。 （２）特記事項 添付資料により、資格取得からの期間が確認できないものについては、評価しない。

３　企業の施工能力

評価項目		様式	作成要領及び特記事項
企業の施工実績		様式第３号	（１）作成要領 ア　別表「評価基準」に該当するものがあれば、記載すること。 イ　施工実績を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等）を添付すること。 （２）特記事項 添付資料により、施工実績が確認できないものについては、評価しない。
地域精通度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	様式第４号	（１）作成要領 本入札に参加しようとする者の所在地を記載すること。 （２）特記事項 本様式に記載がないものについては評価しない。

	管内での施工実績	様式第４号	（１）作成要領 ア　別表「評価基準」に該当するものがあれば、記載すること。 イ　施工実績を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等）を添付すること。 （２）特記事項 添付資料により、施工実績が確認できないものについては、評価しない。
地域貢献度	社会貢献活動の実績Ａ	様式第５号	（１）作成要領 ア　別表「評価基準」に該当するものがあれば、記載すること。 イ　企業名での登録の場合、活動実績を証明する資料（「清掃・美化作業終了届」の写し、または作業終了を証明する公的機関の証明等）を添付すること。 ウ　企業名以外の登録での活動実績については、イの証明資料のほかに、参加者名簿一覧を作成し、代表者名による証明をした書類又は参加者全員の雇用を確認できる書類（健康保険証の写し、雇用保険者証の写し等）を添付すること。 （２）特記事項 添付資料により実績が確認できないものについては、評価しない。
	社会貢献活動の実績Ｂ	様式第５号	（１）作成要領 ア　別表「評価基準」に該当するものがあれば、記載すること。 イ　当該企業に所属することを証明する資料（健康保険証等の写し）を添付すること。 （２）特記事項 添付資料により実績が確認できないものについては、評価しない。なお、消防団在籍状況確認については、市が行う。

様式第１号：技術資料総括表

【総合評価落札方式】
技　術　資　料

島原市長　　様

（単体の場合）
住　　所
商号又は名称
代　表　者　名　　印

（共同企業体の場合）
共同企業体の名称
代表構成員
住　　所
商号又は名称
代　表　者　名　　印

下記工事について、次の書類を添えて提出します。

なお、本工事の入札においては、入札金額とともに本技術資料をもって入札することを誓約します。

記

１．公告日・通知日　　年　　月　　日

２．工事名

３．提出様式名

様式２号：配置予定技術者の能力

様式３号：企業の施工能力

様式４号：地域精通度

様式５号：地域貢献度

※確認資料は、各様式の後に添付すること。

様式第２号：配置予定技術者の能力

配置予定技術者の氏名		
施工実績1	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	工期	
	完成年月日	
	従事期間	
	工事現場における役割	
	コリンズ番号等	
施工実績2	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	工期	
	完成年月日	
	従事期間	
	工事現場における役割	
	コリンズ番号等	
施工実績3	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	工期	
	完成年月日	
	従事期間	
	工事現場における役割	
	コリンズ番号等	
資格	資格の種類	
	上記資格の取得年月日	

様式第３号：企業の施工能力

施工実績1	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
施工実績2	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
施工実績3	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
基幹技能者	基幹技能者の配置	

様式第４号：地域精通度

実施体制拠点	所在地	
施工実績1	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
施工実績2	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
施工実績3	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
施工実績4	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	
施工実績5	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	最終請負金額	
	工事概要	
	完成年月日	
	受注形態等	単独・ＪＶ（出資比率　　％）
	コリンズ番号等	

様式第５号：地域貢献度

地域貢献度

<table>
<tr><td rowspan="3">社会貢献活動</td><td>団体名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">活動年度と実績件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>氏　　名</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

別紙２

総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準

１　落札者決定の方法

落札者は、島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領１２の規定により決定する。

２　落札仮決定者の決定方法

（１）入札参加者は、「企業の技術力」及び「入札価格」をもって入札に参加し、次のア及びイのいずれの要件にも該当する者のうち、「３　総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札仮決定者とする。この場合において、要件に該当しない者のした入札は、無効とする。

ア　入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が次の算出方法により算定する基準評価値を下回らないこと。

基準評価値＝（標準点／予定価格）×１００，０００，０００

なお、予定価格の単位は円とし、基準評価値の端数処理は行わないこととする。ただし、評価値の表示は、小数第３位（小数第４位を四捨五入）までとする。

（２）落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が２人以上あるときは、次のとおりとする。

ア　加算点及び入札価格が同じ場合　くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

イ　対象となる者全てが履行確実性評価価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した場合　くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

ウ　ア及びイ以外の場合　最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者とする。

（３）（１）及び（２）にかかわらず、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札仮決定者とする。

３　総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

（１）評価値の算出方式

ア　入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／入札価格」×１００，０００，０００

イ　入札価格が履行確実性評価価格未満で履行確実性確保価格以上の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／履行確実性評価価格」×１００，０００，０００

ウ　入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／（履行確実性評価価格＋（履行確実性確保価格－入札価格））」×１００，０００，０００

なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないこととする。ただし、評価値の表示は、小数第３位（小数第４位を四捨五入）までとする。

（２）標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に付する点数で、標準点は１００点とし、加算点の最高点は１０点とする。

（３）加算点の算出方法

加算点は、「（４）評価基準」により評価を行い、次の算出方式により算定する。

加算点＝ 評価点数の合計値

（４）評価基準

評価基準は、別表「評価基準」のとおりとする。ただし、工事の内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとし、各評価項目に対する評価内容、配点及び評価基準は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

なお、評価基準の告知は、一般競争入札の場合は入札公告により、指名競争入札の場合は入札執行通知書により行うものとする。

別表

評価基準

評価項目		評価内容	配点	評価基準
配置予定技術者の能力				
配置予定技術者の施工実績		参加資格要件工事 の施工実績		A：同種工事 B：類似工事 C：実績なし
配置予定者の資格		一級の施工管理技士 または技術士 （同一企業の勤務年数）		A：一級施工管理技士経験１０年以上又は技術士 B：一級施工管理技士経験５年以上１０年未満 C：一級施工管理技士経験５年未満 D：その他
企業の施工能力				
企業の施工実績		参加資格要件工事 の施工実績		A：同種工事 B：類似工事 C：なし
基幹技能者の配置				A：配置あり B：配置なし
地域精通度	地域内における 主たる営業所の有無			A：市内に主たる営業所あり B：市内に主たる営業所なし
地域精通度	管内での施工実績 （過去１０年間）			A：施工実績あり B：施工実績なし
地域貢献度	過去５年間の ボランティア 活動の実績			A：活動実績あり B：活動実績なし
地域貢献度	消防団員の雇用			A：雇用あり B：雇用なし
合計			10	

※各項目においてオプション項目を定めることが出来る。

※合計点は１０点満点とする。